指定都市及び中核市以外の市、町村、一部事務組合等並びに地域開発事業団にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

前条第一項第一号の表第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十　中小企業対策に要する経費があること。

十一　病院事業の再編等の実施に伴う除却等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十二　明日香村整備計画に基づく事業の実施に要する経費があること。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十号）による改正後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第四条第二項の規定により作成される明日香村整備計画に基づき明日香村が実施する事業のうち、同法第五条の規定により国の負担又は補助の割合の特例の対象となる事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額（普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。）

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額

十三　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。

十四　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する特別支援教育就学奨励事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額とする。

十五　特別支援教育の就学奨励に要する経費があること。

国際観光の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

十六　観光立国の推進に要する経費があること。

指定都市及び中核市以外の市、町村、一部事務組合等並びに地域開発事業団にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

前条第一項第一号の表第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十　中小企業対策に要する経費があること。

十一　病院事業の再編等の実施に伴う除却等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十二　明日香村整備計画に基づく事業の実施に要する経費があること。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十号）による改正後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第四条第二項の規定により作成される明日香村整備計画に基づき明日香村が実施する事業のうち、同法第五条の規定により国の負担又は補助の割合の特例の対象となる事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額（普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。）

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額

二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額

十三　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。

十四　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する特別支援教育就学奨励事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額とする。

十五　特別支援教育の就学奨励に要する経費があること。

国際観光の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

十六　観光立国の推進に要する経費があること。